

(5) 城下町松代と松代道にみる歴史的風致

ア はじめに

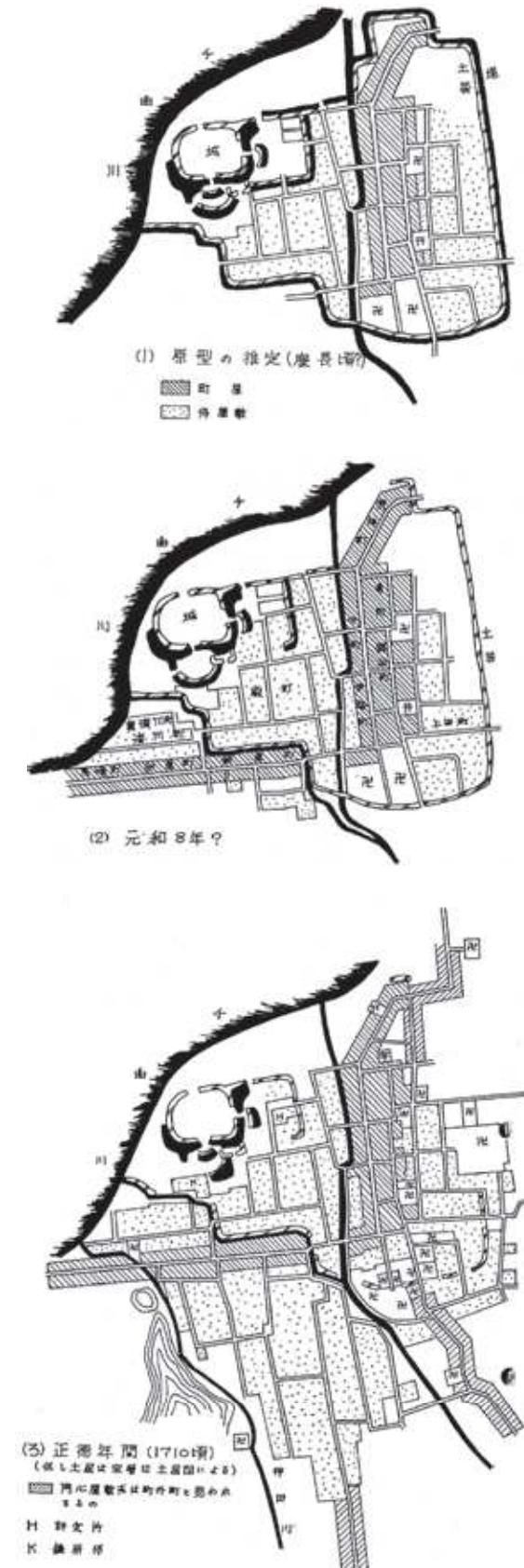
松代城は、北を流れる千曲川を自然の要害として築かれた平城で、最奥部に本丸を置き、南東側の城下に向けて二の丸、三の丸と呼ばれる曲輪を重ねる城郭となっている。

松代城の始まりは、甲斐の武田信玄と越後の上杉謙信の川中島の合戦(1553～1564)の際に、永禄3年(1560)に武田信玄によって築かれた海津城とされる。築城当初の海津城については、『甲陽軍鑑』や『真武内伝』(享保16年(1731))など後世の編纂物に二の郭の記述がある一方、主郭を土壘と堀で囲む館程度の城構えであったとも伝えられており、詳細は定かでない。

関ヶ原の戦いの後、海津城主となつた森忠政によって二の丸、三の丸の整備が行われており、本丸土壘が石垣に築造し直されたのもこの頃と考えられている。

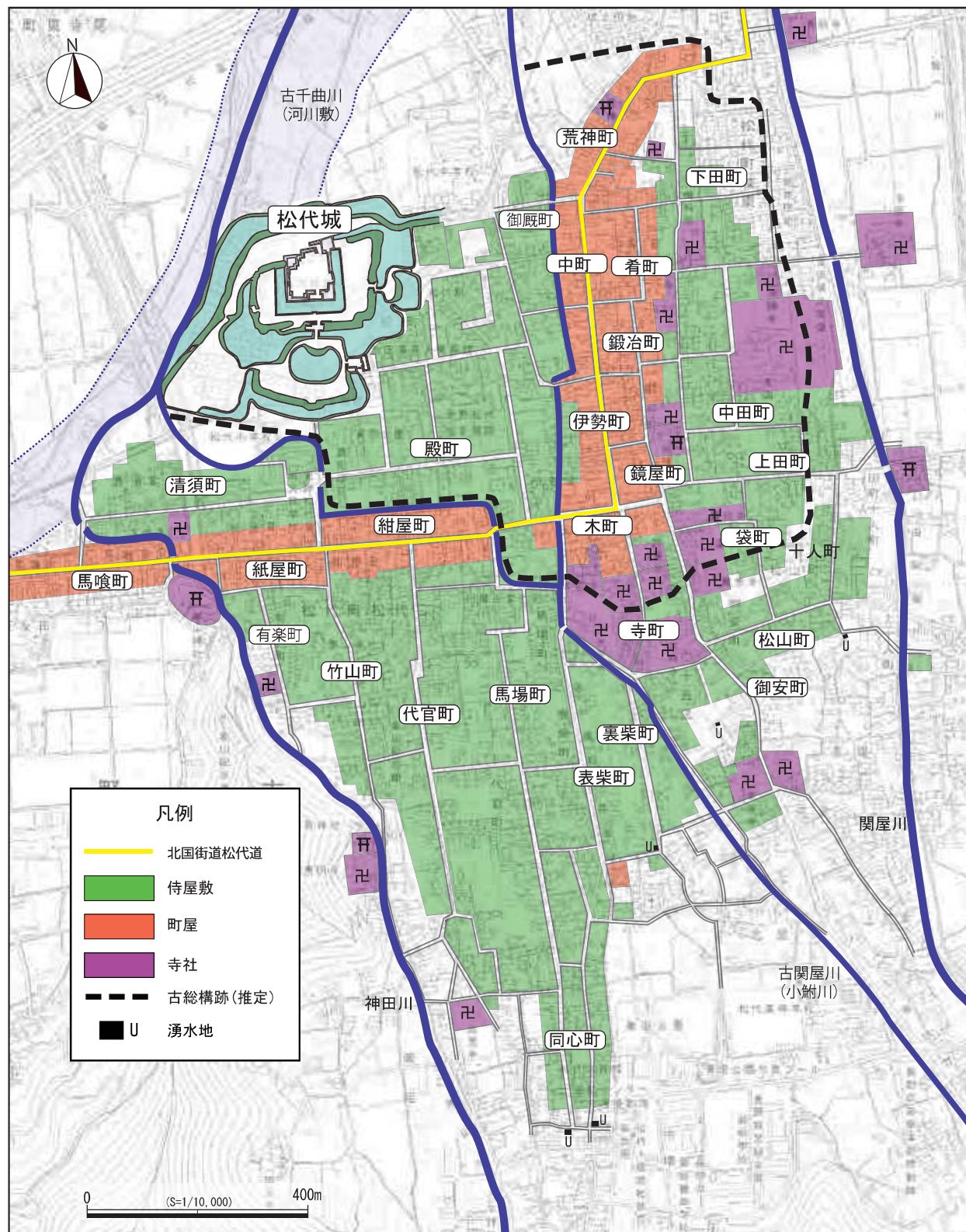
元和8年(1622)に真田信之が上田(上田市)から移封し、松代藩真田家の初代藩主となる。真田家の移封前から城下町は、ある程度に形づくられていたが、信之は上田から真田家ゆかりの寺社を松代城下へ移して組み込み、町を再編していくと考えられている。その後も城下町の整備や領内統治が進むにつれて松代は、北信濃支配の拠点として重要な役割を担うようになっていき、明治時代の廃藩まで10代、約250年の間、真田家によって治められた。

また、松代は、中山道の脇街道である北国街道(北国往還)の宿駅として流通の拠点



松代城下町の変遷
(「松代の民家」(昭和45年(1970)))

ともなり、街道沿いに町人地が広がっていき、次第に町が南へ広がるにつれて町の発展とともに武家や町人の文化が育まれた。



松代城下町の土地利用図(文政6年(1823)頃)

(ア) 水路と庭園について

せんすい
泉水のある庭園

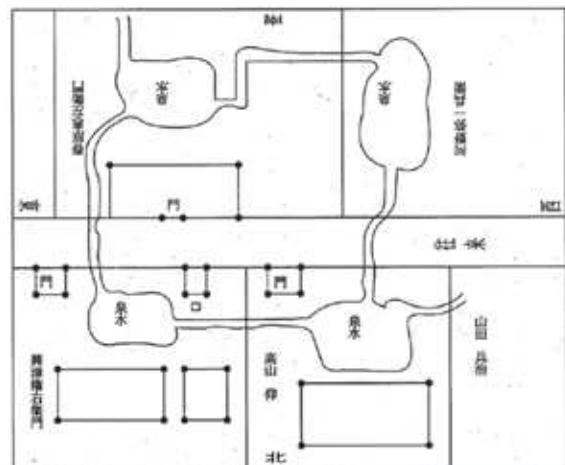
松代城下町には、松代城跡や新御殿跡(真田邸)、武家屋敷地等に水路がめぐり、
せんすい
泉水(池)をもつ歴史的建造物が残っている。

城下町の水路建設については、元禄6年(1693)の「御家中ノ町割門付覚」(『浦野家文書』長野市立博物館蔵)に家中役職として、主に水路普請と保守管理を任務とする役職の水道奉行が記されている。寛延3年(1750)の「城下水道絵図」(『松代真田家文書』真田宝物館蔵)に、暗渠か開渠かといった工法は分からぬが、城下の水路の位置、分岐点、汲み出し口などが描かれている。

この時期の水路は、松代城に近い上級武家地のみにあり、中下級の武家地や町人地に水路が敷設されるのは、江戸時代後期になってからである。『松代真田家文書』の絵図(国文学研究資料館蔵、文政11年(1828))から、武家屋敷に引き込んだ水で庭に泉水をつくっていたこと、各家の泉水が水路でつながっていたことが分かる。

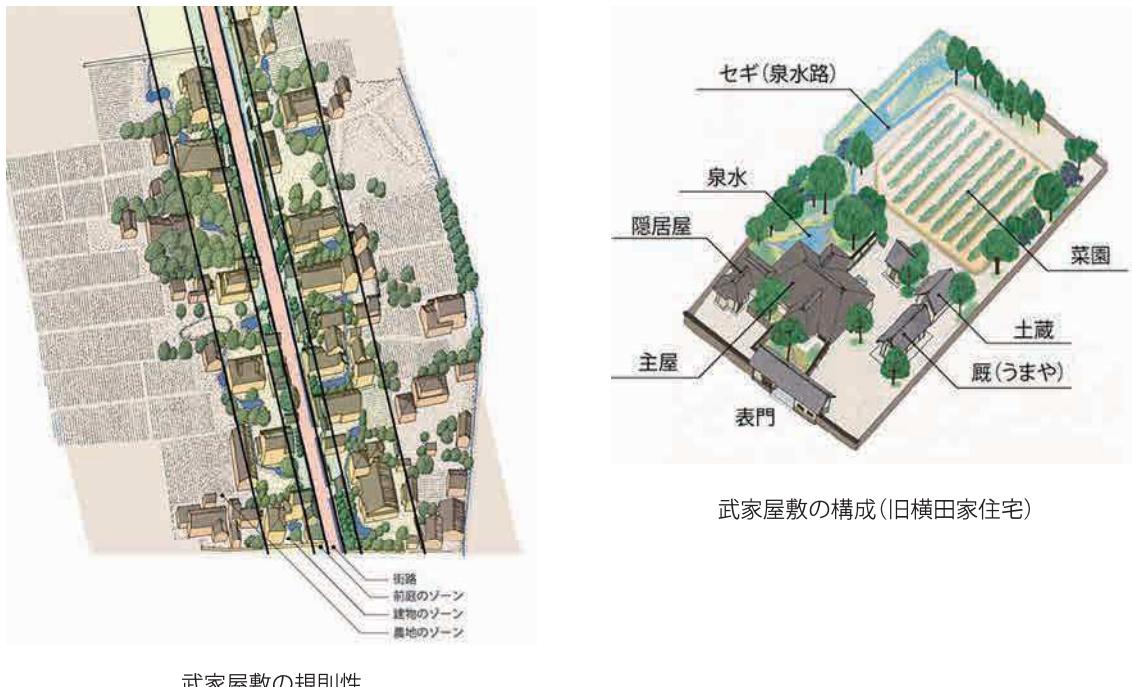
松代城下町は、北に位置する松代城や上級武家地が水路の下流にある地形であることから、毎年、水路の水質保全に関する通達が、水道奉行から発出されている。明和6年(1769)の家中あて廻状には、
めぐりじょう
水路へ塵芥不淨のものを捨てること、洗濯物等を浸しておくことなどを禁じており、汚れた水が流れ込むことがないよう強く求めている。

城下町の南の武家屋敷地には、神田川を水源とする南北の水路網がめぐっており、水路と並行して街路が形成されてい

せんすい
武家屋敷の泉水『松代真田家文書』
(文政11年(1828)をリライト)

る。武家屋敷は街路を軸にして東西で対称的に造成されている。

また、それぞれの敷地は、間口よりも奥行が広く、蔵や納屋のほか板塀や生垣で区切られており、来訪者に見えないよう配慮されている。建物の配置は、門から玄関へのアプローチ空間として前庭を設けること、門と玄関の中心をずらして一直線にしていないこと、主屋の南側に^{せんすい}泉水のある庭園を配置すること、最奥に農地を設けることなどの規則性が見られる。このような規則性が、町家とは異なる武家屋敷地独特の歴史的景観を形成している。



(イ) 寺社と商家、祭礼について

松代には、多くの寺社が残っており、仏像や建造物、古文書など多くの歴史的資料が見られる。

松代城下町の周辺に位置する西条の清水寺や東条の清滝観音、皆神山の熊野出速雄神社(社摂社侍従大神社拝殿と隨神門が登録有形文化財)などは、松代城の築城以前の建造である。また、寺町の證蓮寺(本堂、聖徳太子堂、鐘楼、山門が登録有形文化財)や御安町の蓮乗寺、龍泉寺などは、総構と呼ばれる外郭土壘内に位置し、真田家の移封前の慶長年間には現在地に建てられていたと伝えられている。真田家にゆかりのある長国寺(真田信弘靈屋および表門が県宝)、大英寺(本堂および表門などが県宝)、大林寺などは、総構の外側であるが、城下町内に位置している。

城下町では、城の近くに上級武家地、周辺部に中下級武家地が配置され、城下町を横断する北国街道松代道沿いに町人地が形成されていった。幕末には身分や格式による武家地の配置は崩れ、また、街道沿い以外にも町人地が広がっていった。

このように建造時期が異なる多くの寺社と、町の発展とともに広がってきた町人地を中心にして営まれる祭礼が、松代の重層的な文化や伝統を生み出している。

(ウ) 街道と宿場について

なかせんどうおいわけ
中山道追分宿(軽井沢町)から金沢を結ぶ北国街道は、小諸、上田、坂木(坂城町)の各宿を通り、矢代宿(千曲市)を過ぎて二つに分かれる。

一つは、松代城下、川田宿を通り、福島宿(須坂市)の北の布野の渡して千曲川を渡り長沼宿から牟礼宿(飯綱町)に向かう道であり、もう一つは、矢代の渡して千曲川を渡り、丹波島宿から市村の渡して犀川を越えて善光寺宿から牟礼宿に至る道である。前者は、天正11年(1583)に上杉景勝が川中島平に進出するために整備した軍事目的の強い道で、江戸時代初期まで主要道であった。慶長16年(1611)の北国街道の宿駅設定により、松代道とともに善光寺道も公認され、次第に善光寺を通る道が主となつていった。松代道は、主に犀川の洪水による舟留めのときの迂回路として利用されたため、雨降り街道とも呼ばれていた。

イ 建造物

水路と庭園について

江戸時代から続く^{せんすい}泉水とそれを結ぶ水路は、地割や庭園の借景となる山並みと一緒にになって良好な城下町の歴史的環境をつくり出している。

(ア) 松代城跡附新御殿跡(史跡)

a 松代城跡

川中島の合戦の際に甲斐の武田信玄が築城した海津城は、戦国の動乱とともに城主が移り変わり、森忠政が城主となった慶長5年(1600)に侍城と改名された。次の松平忠輝の時に松城と呼ばれるようになり、元和8年(1622)に真田信之が上田(上田市)から移封され、松代藩真田家第三代藩主幸道のときに幕命により松代城と改名された。

松代城の背後を流れる千曲川の洪水により、城の修復と千曲川の改修が何度も行われている。中でも、戊の満水と呼ばれる寛保2年



太鼓門

(1742)の被害は大きく、幕府に城普請の許可を求め、1万両の拝借金を許された。こうした浸水被害を受ける本丸にかわり、江戸時代の中頃から本丸の南西の花の丸御殿が、藩主の政務や生活の場となった。

b 新御殿跡(真田邸)

新御殿は、文久2年(1862)に参勤交代の制が緩められて妻子等が在国に帰ることになり、第九代藩主幸教の義母貞松院の住居として、三の堀南側に造営された。建物は、元治元年(1864)10月に完成し、10月15日に貞松院が移ったことが、棟札や家老日記から判明している。

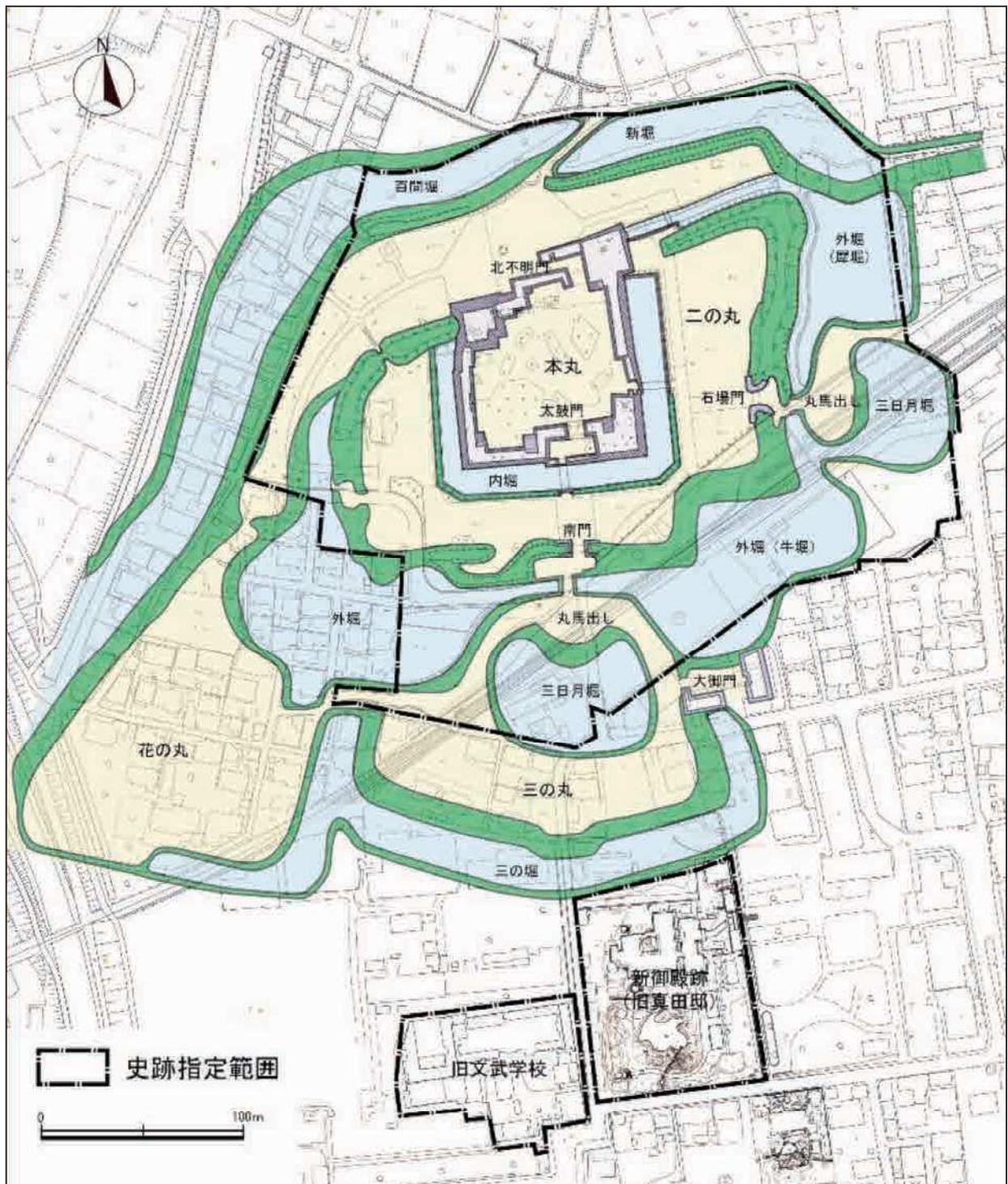
周囲の山々を借景にした新御殿の庭園は、城下を流れる水路を引き込んだ^{せんすい}泉水がつけられ、水心秋月亭と名付けられている。



新御殿跡(真田邸) (元治元年(1864))



『水心秋月亭図』



史跡松代城跡附新御殿跡及び史跡旧文武学校の指定範囲

(イ) 旧横田家住宅(重要文化財)

横田家は禄高150石の中級藩士で、郡奉行などを勤めた家に当たる。旧横田家住宅は、主屋、表門、隠居屋、土蔵(2棟)の5棟が建つ18世紀末の建築で、中級武士の屋敷地が、ほぼ完全に保存されている。主屋は寄棟造、茅葺で、北側の寄棟に玄関が付く。主屋の東側に寄棟造、茅葺の隠居屋が付属しているが、これは後に増築したものである。

表門は間口16.4メートル、奥行6.3メートルの長屋門で切妻造、桟瓦葺で、左右の長屋に窓が付いている。主屋の南には^{せんすい}泉水を有する庭園があり、その南に畠地が広がっている。



旧横田家住宅
(重要文化財、18世紀末)

(ウ) 大英寺本堂(県宝)

大英寺は、真田信之が夫人大蓮院殿^{こうげつ}英誉皓月大禪定尼(小松姫)^{ほだい}の菩提のために建てた寺である。元和6年(1620)2月没後、上田城下に建立したが、松代への移封後の寛永元年(1624)に現在の地に建てた。本堂は、間口5間、奥行5間、入母屋造桟瓦葺の建物である。元来、大蓮院の靈屋で万年堂といったが、明治5年(1872)に寺が焼けたため、靈屋を本堂とした。境内の南側に湧水と庭園が残り、下流の泉水に供給される水源として機能している。



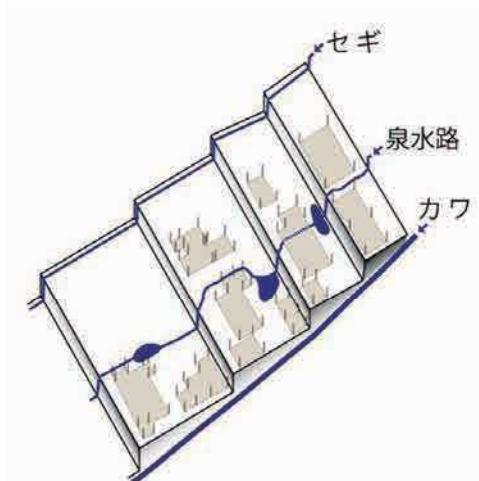
大英寺本堂
(県宝、寛永元年(1624))

(工) 泉水路

水路は、道路に面するカワと屋敷地の背割りを流れるセギに大別される。カワは、江戸時代は道路の中央を流れていたが、大正時代末期頃に道路ぎわに移され、その後コンクリート溝化が進んだ。セギは、主に武家屋敷裏地の菜園に利用されているものだが、松代では、セギから分化して各戸の庭園の泉水と泉水を結ぶ独自の水路形態が発達しており、この水路は泉水路と呼ばれている。

松代の庭園の泉水は、鑑賞目的以外に、食器の洗浄や洗面、防火用水、夏の散水、冬の雪落としなどの生活用水としても利用されていた。また、文化・文政期(1804～1830)以降、泉水での真鯉の飼育行われ、製糸業の最盛期には、剰余のサナギをえさとする養鯉業を営むものが増加した。

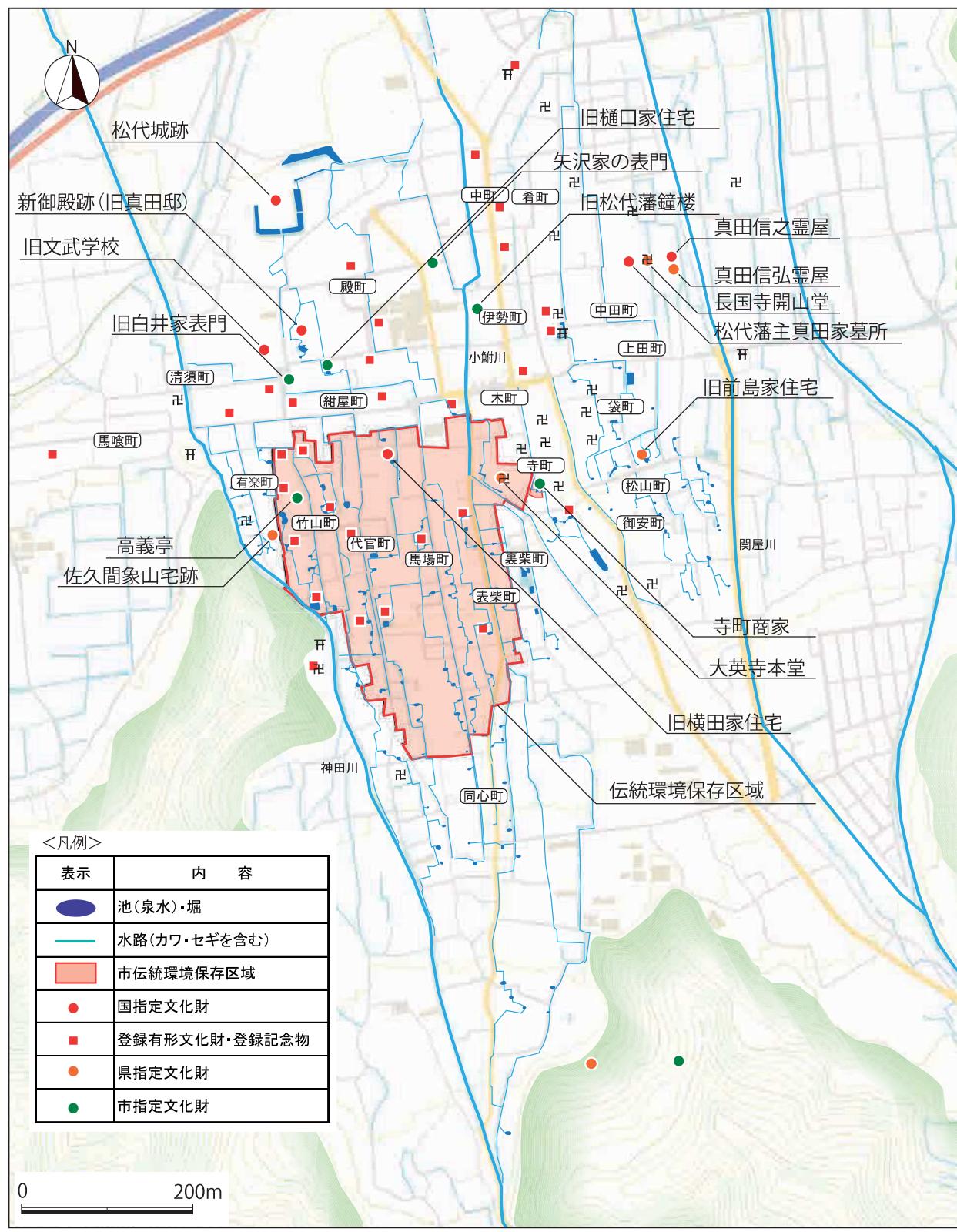
平成23年度(2011)の信州大学農学部による調査では、松代地区内に185箇所確認されており、現在も泉水は、菜園や散水等に利用されている。



松代の水路網の模式図



せんすい
泉水路



寺社と商家について

寺社や商家などの歴史的建造物が残る城下町で行われる祭礼に、かつての城下町の賑わいをみることができる。

(才) 玉依比売命神社(登録有形文化財)

たまよりひめのみこと
玉依比売命神社の創建年代は

不明であるが、江戸時代初期の
みこし厨子様神輿が奉納されている。

また、江戸時代に描かれた『川
中島合戦図』(個人蔵)に、神社
が中世末の東条尼飾城の麓にま
ちなみとともに記されている。

たまよりひめのみこと
現在の玉依比売命神社は、天
王山を背にした傾斜地に位置
し、中央に拝殿、奥部に本殿が
配置される。本殿は、安永2年
(1773)の上棟を記す棟札が残り、間口3間、奥
行2間で、3間の向拝が付く。建物の角柱は舟肘
木の簡素な造りで、天井は棹縁天井、北側中央部
に神棚を祀る。

拝殿は、棟札に嘉永7年(1854)再建とあり、
のりと北側に祝詞殿と呼ばれる上段の間がある。拝殿と
のりと祝詞殿の屋根は一体となっており、互いの入母屋
棟が直角に交差している。拝殿部分は間口3間、
奥行2間、正面に1間の向拝が付き、高欄付きの
縁が三方に廻されている。

うるしじさいしきそうみこし
神社に奉納される漆地彩色装神輿(長野市指定
有形文化財(工芸品))は、屋根から框までほぼ全
面が黒漆塗りで、細部は朱漆(弁柄漆)、金箔など
で丁寧な装飾が施されている。神輿の三壁は、朱漆で図様が施されており、左壁に雲
中飛麒麟、裏壁に竹林に虎、右壁に山中の象が描かれている。収蔵庫には、嘉永5年
(1852)に造られた神輿もある。



玉依比売命神社(登録有形文化財、安永2年(1773))



うるしじさいしきそうみこし
(長野市指定有形文化財(工芸品)、
江戸時代前期(17世紀後半))

(力) 八田家住宅(登録有形文化財)

八田家は、江戸時代は松代藩の御用商人を務め、明治時代以降も豪商として栄えた。木造二階建の主屋は、墨書から明治30年(1897)に建てられたことが分かる。長土蔵、呉服屋土蔵、塀、表門もほぼ同時期の築造と推定されるが、大土蔵は江戸時代末期のものといわれる。

主屋は1階に竪格子、2階に出格子を嵌めた意匠と白漆喰の外壁が商家らしい外観を作り上げている。主屋の東に建つ大土蔵は間口7間、奥行4間の規模で、切妻造、桟瓦葺の二階建で、開口部は正面南側妻壁のみに設け、1階を両開戸、2階を片開窓とし、それぞれ庇を張り出している。

敷地中央の土蔵は呉服屋土蔵と呼ばれ、間口5間、奥行2間半規模の土蔵造二階建の建物であり、切妻造、桟瓦葺で、正面入口上部に庇を差し掛ける。外壁は白漆喰仕上げで、東面平壁に各階それぞれ2つの窓を設ける。

長土蔵は、敷地北西隅から東西に延びる間口20間、奥行2間規模の土蔵造平屋建、切妻造桟瓦葺である。道路に面して簡素な揚窓を1つ見せるだけの簡素な造りで、外壁は中塗仕上げである。

表門は、主屋の南に道路から後退して建ち、切妻造、桟瓦葺の腕木門で、太い門柱を用いている。門の両脇に切妻屋根を置く袖塀が取付け、さらに上部に忍び返しを付けた羽目板張の塀が延び、豪商屋敷の表構えを伝えている。



八田家住宅(登録有形文化財、明治30年(1897))

(キ) 寺町商家(旧金箱家住宅) (長野市指定有形文化財(建造物))

金箱家は、明治時代に質屋等を営んでいた。敷地は、大規模な土蔵や複雑に入り組む主屋や店舗など、複数の歴史的建造物で構成されている。現存する主屋や店舗、土蔵の一部は、明治23年(1890)の絵図に記されており、主屋の一部は、明治26年に改築、質蔵は明治28年、表門(薬医門)は明治29年に完成し、現存する建造物と庭園の景観は、明治時代中期にはほぼできあがったと推察される。

その後の増改築や蔵の新築を経て、大正時代に現在の姿になったと考えられている。

寺町商家(旧金箱家住宅)
(長野市指定有形文化財(建造物)、
明治時代～大正時代)

(ク) 祝神社本殿、拝殿(登録有形文化財)

本殿は、文化9年(1812)に建てられた銅板葺の二間社流造で、縁及び浜床を高くとり、均整のとれた外観である。脇障子に唐獅子を表し、向拝中備の龍や木鼻の象など、各所に彫物をあしらい華やかに飾っている。

拝殿は、文化12年(1815)に建てられたもので、入母屋造、桟瓦葺、妻入の社殿である。鬼瓦には、真田家の家紋の六連錢が表されている。



祝神社拝殿
(登録有形文化財、文化9年(1812))

宿場について

川田宿は、松代城下から北東2里(約7キロメートル)に位置する。江戸時代前期は、千曲川沿いに宿場が形成されていたため水害を受けることが多く、元文4年(1739)に南へ約200間(約364メートル)移動した。

宿場の道筋は、北に開かれたコの字状で、現在もその地割が鮮明に残っている。宿場は、上横町、本町、下横町からなり、上横町の街道入口には、松代藩の口留番所が置かれ、千曲川を渡る関崎の渡しや隣接する須坂藩との間で往来する人や荷物の改めを行っていた。

(ケ) 西澤家

西澤家は、宿場の中央に位置し、本陣と問屋を務めた。主屋は、明治2年(1869)の火災で焼失したが、明治30年代に再建された。西澤家には、松平加賀守、松代藩主、須坂藩主、測量で訪れた伊能忠敬が立ち寄った記録が残っている。

街道沿いの隣地に高札場があり、そこから西向きに眺望した景観は、長屋門入口を中心に土蔵造りの二棟の建物が、連続する山並みのような姿を形づくっている。



西澤家(明治30年代)

(コ) 北村家住宅(登録有形文化財)

北村家の主屋は、明治20年(1887)の建築で、木造二階建、瓦葺である。土塗り壁と黒く塗られた下見板、腰板、外壁の2つの土蔵を連絡した長屋門が街道に面して建っている。主屋は、大正中頃から郵便局舎として使われ、切妻状のむくり屋根が残る。長屋門の西側土蔵壁面に扉があり、門内部は倉庫として利用されていた。



北村家住宅
(登録有形文化財、明治20年(1887))

(サ) 町川田神社

町川田神社は、諏訪明神、建御名方命を祭神としており、明治9年(1876)に諏訪宮から改称した。南側の山を背にした傾斜地に本殿、祝詞殿、拝殿が直線に並び、参道の東側に弥栄社、神庫、社務所(町川田第二公民館)が配置されている。境内に文政8年(1825)に大本願から寄進を受けた灯籠が立ち、弘化4年(1847)の善光寺地震で石造鳥居が倒壊したことが、往時の日記に記されている。

現在の建物は、大正7年(1918)に再建され、境内入口に神社再建の石碑がある。また、拝殿には、屋根の葺き替えを記した昭和17年(1942)の棟札があり、その後、茅葺屋根の上に鉄板葺を施したものと考えられている。



町川田神社(大正7年(1918))

ウ 活 動

(ア) 河川愛護

松代を流れる河川は、南側に位置する急峻な山地を源流としているため、上流域で大雨に遭うと中流から下流域にある市街地で氾濫し、人家や農作物に大きな被害を及ぼすことがあった。

昭和33年(1958)、昭和34年(1959)に相次いで大水害に見舞われたことを



昭和30年代の河川改修

契機に、昭和35年(1960) 12月に松代町河川愛護会が組織され、水害の未然防止を目的とした河川環境の保全と河川愛護思想の普及のための活動が行われている。

愛護会は、松代町の全戸が会員となり、地域の河川は地域で守るとの考え方の下、日ごろから河川の状況を知ることが危険箇所の早期発見につながることから、河川清掃、草刈やパトロール、改修や修繕箇所の要望とりまとめ等を行っている。また、50年以上にわたる河川愛護の活動が評価され、平成23年(2011)に公益社団法人日本河川協会の第13回日本水大賞の市民活動賞を受賞した。

現在も地域住民を主体とする草刈作業等の維持管理が行われている。また、水辺の生態系生物を学ぶ場として、松代町内の小学生を対象とした年2回の学習会や、児童によるカジカの放流、調査への協力も行っており、世代を超えて河川を愛する心が育まれている。

(イ) 祇園祭

祇園祭は、素^す菱^{さの}鳴^{のみ}尊^{こと}を祭神とする京都の八坂神社の例祭で、天王祭とも呼ばれている。松代では、古くから町衆が中心となって玉依比売命神社に祀られている牛頭天王(素菱鳴尊と同体とされている。)を迎える祭が行われてきた。現在は、7月中旬に行われている。

松代の町人地は、馬喰町、紙屋町、紺屋町の上三町、伊勢町、中町、荒神町の本町三町、肴町、鍛冶町の脇二町を合わせて町八町と呼ばれ、城下町の北国街道松代道沿いに形成されていた。

町人地には、明治24年(1891)の火災によって多くの建造物が焼失したものの、荒神堂(登録有形文化財)の屋根鬼瓦の中に弘化2年(1845)に葺き替えたことを記す木札が、また、祝神社(本殿と拝殿が登録有形文化財)の拝殿に文化・文政期(1804-1830)に奉納された額が残っており、焼失をまぬがれた江戸時代の建築物が残っている。

松代の祇園祭の起源は不明であるが、江戸時代の祭りの様子が、『松代天王祭図巻』(三村晴山筆、真田宝物館蔵、江戸時代)に描かれている。絵巻には、町ごとに笠鉾や



河川の草刈り作業の様子



荒神堂
(弘化2年(1845)、登録有形文化財)

飾り物、狂言、花担ぎ踊りなどのほか、朝鮮通信使をまねた集団も見られ、町屋の
まつばらさじき
松葉桟敷から祭りを見物する武士の姿も描かれている。文化5年(1808)の松代藩士
かんばらどうざん
鎌原桐山による『朝陽館漫筆』に、中町、伊勢町の両町が舞台を出し、鍛冶町、荒神
町、紺屋町、紙屋町は、山車あるいは太神楽獅子舞を行ったと記されている。



『松代天王祭絵巻』(三村晴山筆、真田宝物館蔵)

a 天王下ろし

天王下ろしとは、玉依比売命神社に祀られている祭神の牛頭天王を町人地に移して迎え入れる行事のことである。

玉依比売命神社から町人地に入り、八田家住宅や松下家住宅(登録有形文化財)、
杭全家住宅(登録有形文化財)などの商家が残る北国街道松代道に沿って、紺屋町、
伊勢町、荒神町、中町の会所を回り、祭神を祝神社に安置する。

これまで、神官や氏子総代と行列をつくって威勢のよい掛け声とともに神輿を担いでいたが、令和5年(2023)の天王下ろしは、新型コロナウイルス感染症の影響があり、祭神を自動車に載せて行われた。

b 勢獅子(長野市指定無形民俗文化財)

祭神を迎えると、中町の神輿や伊勢町の勢獅子が北国街道松代道に沿って城下町を練り歩く。

伊勢町の勢獅子は、明治40年(1907)頃に始まったといわれ、昭和8年(1933)に市内の権堂町の応援を得て大獅子を製作したことが当時の写真裏書に記されており、以降、松代の祇園祭の名物となっている。

伊勢町の勢獅子は、権堂町の勢獅子の伝統を最も色濃く引継ぎ、四丁目、
しようめ
屋台、正天、つくまくづし、野崎くづ



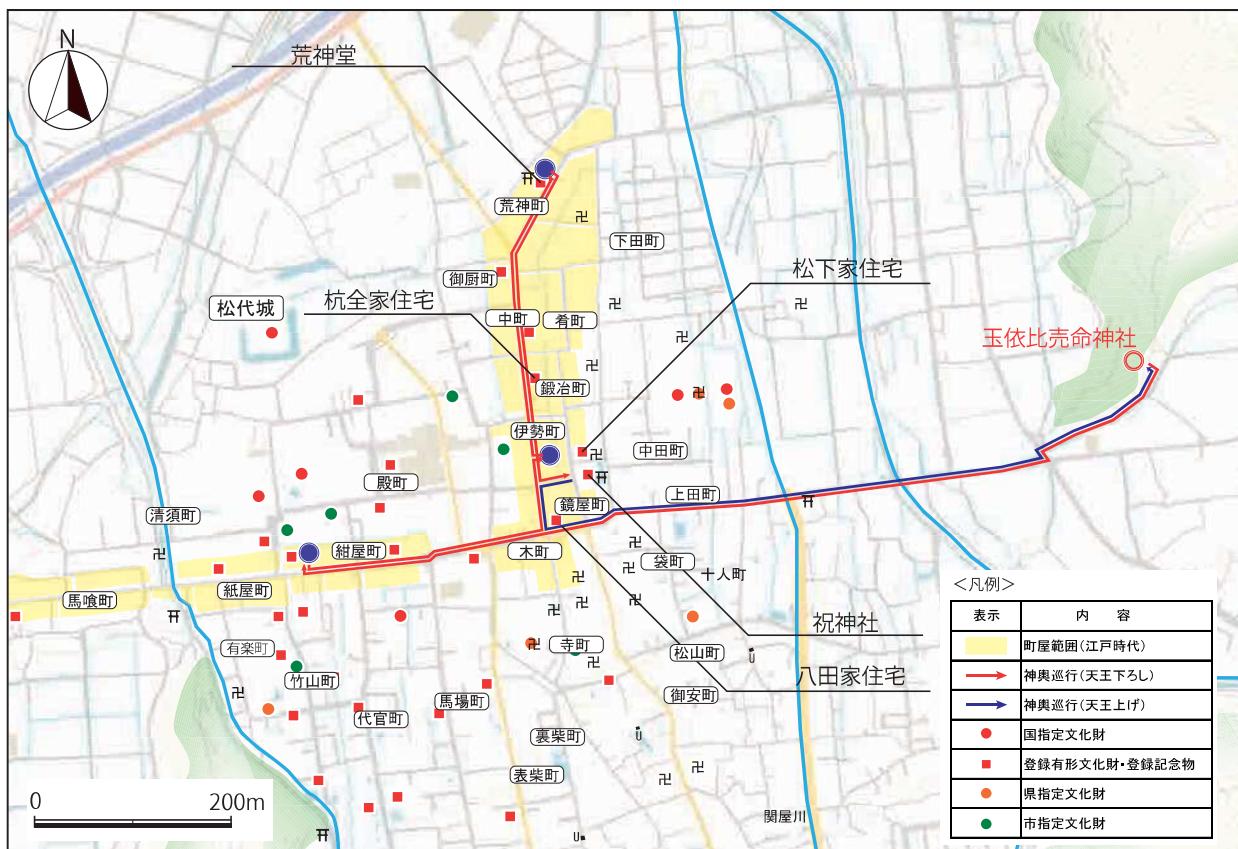
城下町を練り歩く勢獅子

しの5曲を舞う。大獅子が眠りから覚め、お囃子に合わせて蝶を追いかけて走るさまや、あくびのように大口を開けたり静かに閉じたりする演技は、**勢獅子**にふさわしいダイナミックでありながらも繊細さを表しており、芸の見せ場である。

祇園祭の本祭が終わると、各町の氏子総代が祭神を玉依比売命神社に戻して天王上げとなり、祇園祭の一連の行事が終わる。



昭和8年(1933年)の勢獅子の写真とその裏書(個人蔵)



祇園祭の天王下ろしと天王上げの順路

c 大門踊り(長野市指定無形文化財)

絵巻に細かく描かれた姿から、江戸時代、祇園祭の最後に松代城の大御門前で大門踊りが踊られていたことが分かる。

大門踊りは、古くから伝承される民俗芸能で、伊勢踊りや謡曲が組み合わさり、豊年踊りや雨乞い踊りの要素も含んでいる。踊りは、肴町御先踊りと七ヶ町踊りの二部からなり、男性は謡、地唄、笛が二人ずつ、小鼓、大鼓、太鼓、くどき、天狗がそれぞれ一人と女性の踊り子十数人で構成される。

現在、大門踊りは、祇園祭で見られることはないが、松代城跡の春と秋の祭事に踊られている。



大門踊り『松代天王祭絵巻』



大門踊り

(ウ) 火防

a 秋葉山祭り

川田宿では、火防意識が高く、火防の神である秋葉信仰が現在も色濃く残っている。宿場の本町の両端に建つ秋葉社は、長大な自然石の中に一本の柱を埋め込み、その上に龍の透かし彫りなどの精巧な意匠を施した檜製のもので、善光寺山門の造営にも参加した郷土の名工、亀原和田四郎の作と伝えられている。

秋葉山祭りは、毎年春と秋に行われる。共楽社(上組)と祭典連(下組)と呼ばれる若衆組が中心となり、上組、下組の2箇所の秋葉社の前にやぐらを組み秋葉山大権現の幟を立てる。

かつては、毎年の秋祭りになると互いに総門(灯籠門)を造り、出来栄えを競い合っていたが、近年は高齢化により、数え年で7年ごとの町川田神社の御柱祭の際に併せて設置されている。



秋葉社(左が上組、右が下組)



総門(灯籠門)

b 町川田神社の御柱祭

令和4年(2022)に予定さ
れていた町川田神社の御柱祭
は、新型コロナウイルス感染
症の影響で中止となつたた
め、ここでは、平成28年
(2016)に行われた御柱祭の
内容を記載する。

御柱祭の一週間前になると、寄進された長さ約20
メートルの杉の大木2本を氏
子数十名で伐採し、山出しが
行われる。御柱は、氏子総代によって選ばれた上組、下組の宿主宅前にしめ縄を
張って安置される。

御柱祭当日の早朝に各宿主宅前で神前祭を行い、里曳きの出発場所まで御柱を曳
行する。午前10時を過ぎて2本の御柱が整うと、盛大な里曳きがはじまる。



町川田神社の御柱祭(昭和7年(1932))

里曳きは、ラッパ隊、大麻を持つ氏子総代、神官、宿主等に続き、共楽社と祭典連の若衆組が、壱之柱(上組)、弐之柱(下組)を道路の端までいっぽいに左右に振りながら曳いていく。その後に、奉納者の小学生の男子が乗って御供餅を振りまく御供俵、富札をまく富の山車、笛や太鼓の道中囃子神楽が続き、子供神輿が最後を飾る。

勇壮な木遣りやラッパが響く中、宿場に入り、下組、上組それぞれの秋葉社の前に設置された舞台で神楽を奉納した後、木遣りが唄われる中、町川田神社で御柱を建立して御柱祭は終わりを迎える。



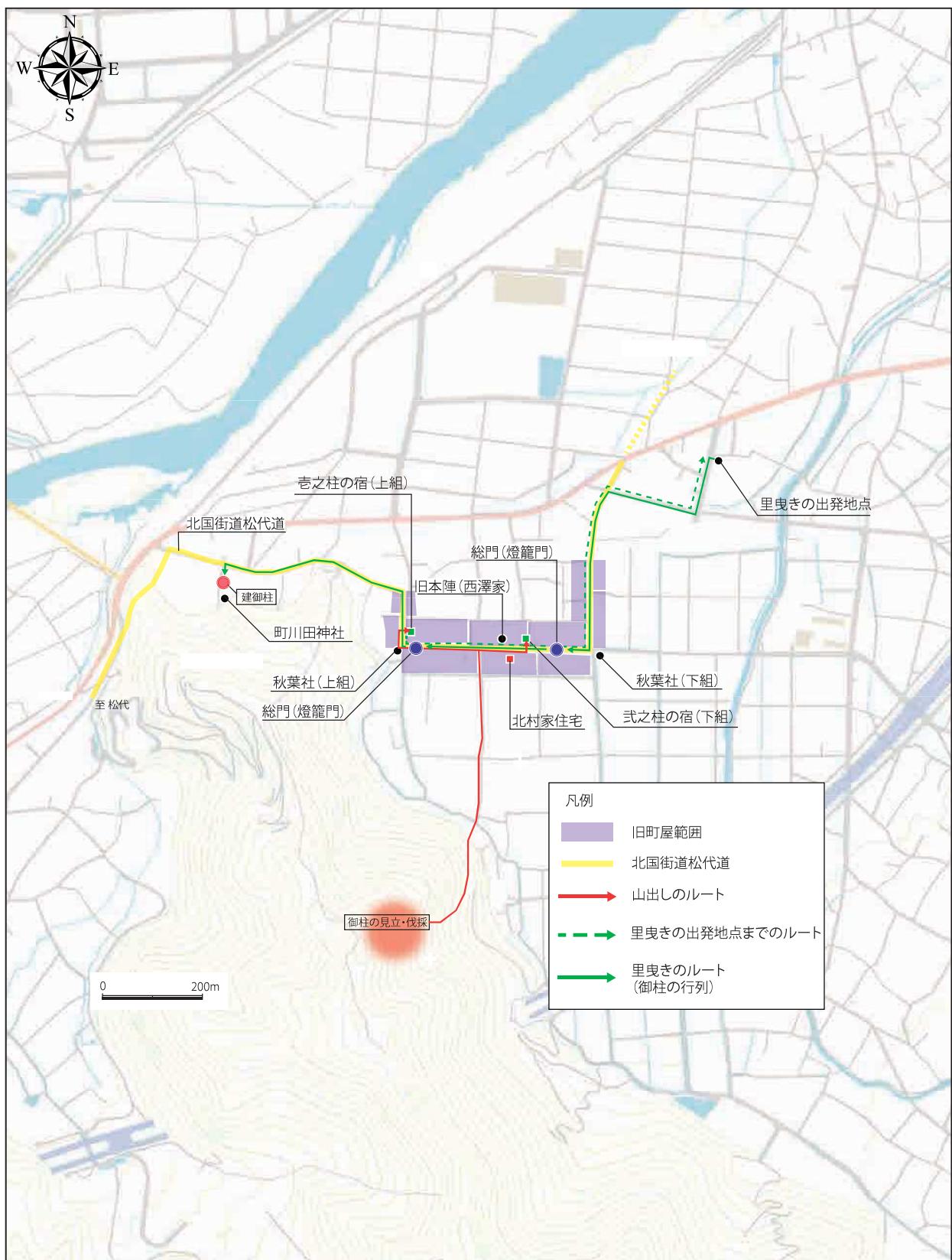
左右に振りながら御柱を曳く
(紺色の法被が壱之柱、赤色の法被が弐之柱)



とみふだ
富札をまく山車



おんばしら
御柱の建立



御柱の曳航順路 (S=1:10,000)

c かぼうくみあい 火防組合

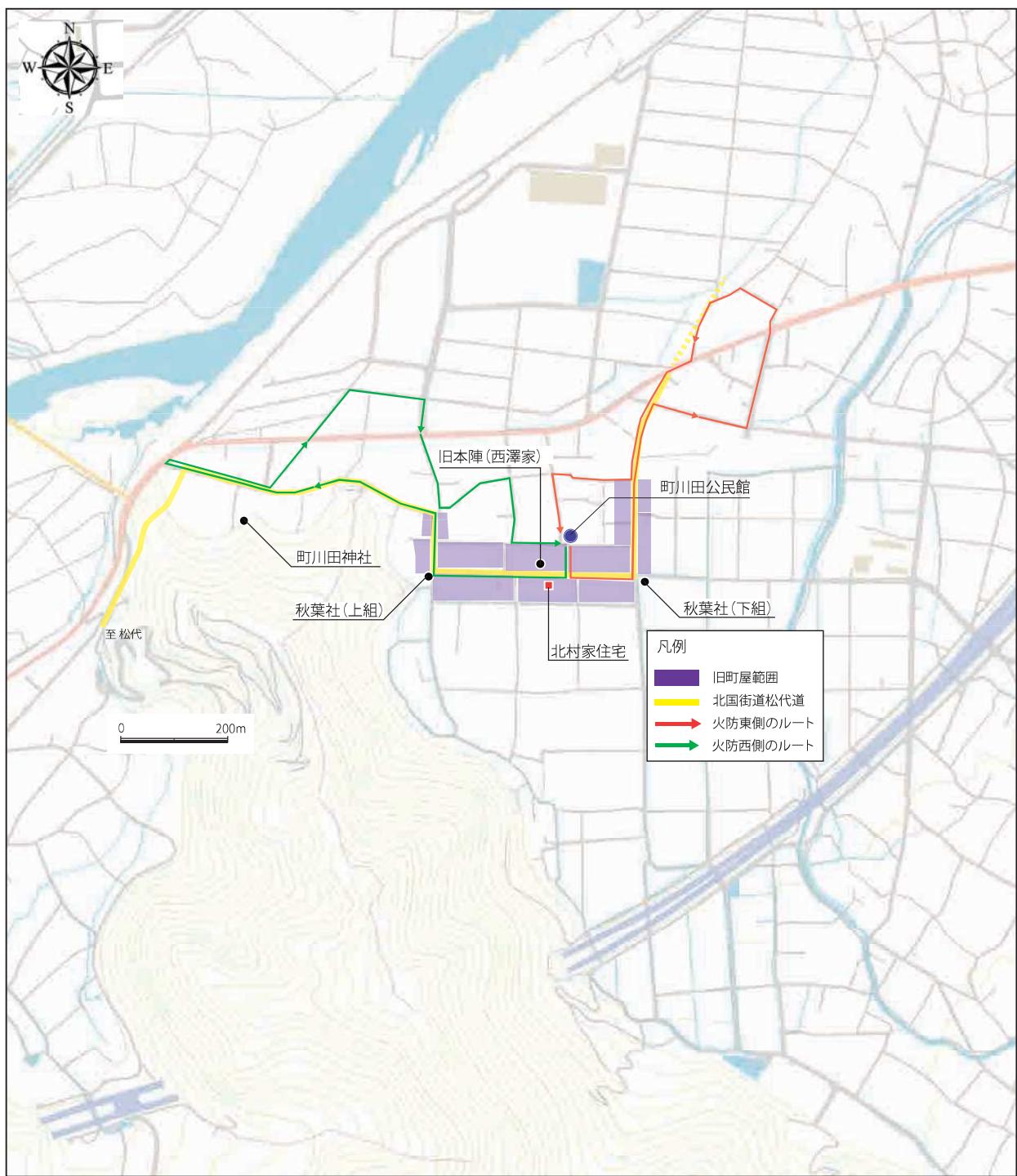
川田宿のある町川田区では、火防の秋葉信仰と併せて、地域住民により火防組合が古くから組織されていた。発足当初の資料は少ないが、資料として大正5年(1916)の町川田火防組合規約が残っている。

規約には、遵守事項が17項目あり、強風の際はもちろんのこと、平素から火気注意して就寝の際は見回ること、養蚕の時期、祝い事、葬祭、味噌仕込み等、火をよく使うときは、必ず番人を置いて残り火の取扱いに注意することなど、細かく注意点を挙げている。

現在も消防団とは別に町川田火防組合が組織されて全戸が輪番で当番を受け持つ夜警活動を続けている。火災の起きやすい乾燥する春先になると、複数の家庭が川田宿の中心に位置する公民館に集合したあと、宿場の東側と西側の二手に分かれて拍子木の音とともに、町川田区全域を見回る姿が毎晩のように見られる。

町川田火防組合規約	
第一條 第一章	火防組合規約
第二條 第二章	本組合ノ組合員ハ町川田火防組合員也
第三條 第三章	本組合ハ火防組合ノ實益並ダン爲佑被扶其相應之團結以不正ノ爲事除其目的トシテ火種内ノ花火ヲ成ル者ヲタニシテ所開ハ組合主導權之ヲ定メ
第四條 第四章	本組合員ハ現住入者ハ本組合規約ハ火種花火成ル者ヲタニシテ所開ハ組合主導權之ヲ定メ
第五條 第五章	本組合ハ火種花火等ノ左ノ種類ヲ組合規約ノ内トス
第六條 第六章	組合員ハ當日未就業左ノ組合規約遵守スルモノトス
第七條 第七章	組合員ハ當日未就業左ノ組合規約遵守スルモノトス
第八條 第八章	組合員登名 別添合員 式名 組長 八名
第九條 第九章	前項組合規約執行に任爲各組各員ハ但シ改変シ不得 ノアリハ特ニ監督於て改變シテ
第十條 第十章	組合員ハ當日未就業左ノ組合規約遵守スルモノトス
第十一條 第十一章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第十二條 第十二章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第十三條 第十三章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第十四條 第十四章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第十五條 第十五章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第十六條 第十六章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第十七條 第十七章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第十八條 第十八章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第十九條 第十九章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第二十条 第二十章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第二十一条 第二十一章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第二十二条 第二十二章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第二十三条 第二十三章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第二十四条 第二十四章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第二十五条 第二十五章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第二十六条 第二十六章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第二十七条 第二十七章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第二十八条 第二十八章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第二十九條 第二十九章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第三十条 第三十章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第三十一条 第三十一章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第三十二条 第三十二章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第三十三条 第三十三章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第三十四条 第三十四章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第三十五条 第三十五章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第三十六条 第三十六章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第三十七条 第三十七章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第三十八条 第三十八章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第三十九條 第三十九章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第四十条 第四十章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第四十一条 第四十一章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第四十二条 第四十二章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第四十三条 第四十三章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第四十四条 第四十四章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第四十五条 第四十五章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第四十六条 第四十六章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第四十七条 第四十七章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第四十八条 第四十八章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第四十九條 第四十九章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第五十条 第五十章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第五十一条 第五十一章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第五十二条 第五十二章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第五十三条 第五十三章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第五十四条 第五十四章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第五十五条 第五十五章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第五十六条 第五十六章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第五十七条 第五十七章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第五十八条 第五十八章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第五十九條 第五十九章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第六十条 第六十章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第六十一条 第六十一条	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第六十二条 第六十二章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第六十三条 第六十三章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第六十四条 第六十四章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第六十五条 第六十五章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第六十六条 第六十六章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第六十七条 第六十七章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第六十八条 第六十八章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第六十九條 第六十九章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第七十条 第七十章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第七十一条 第七十一章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第七十二条 第七十二章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第七十三条 第七十三章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第七十四条 第七十四章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第七十五条 第七十五章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第七十六条 第七十六章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第七十七条 第七十七章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第七十八条 第七十八章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第七十九條 第七十九章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第八十条 第八十章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第八十一条 第八十一章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第八十二条 第八十二章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第八十三条 第八十三章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第八十四条 第八十四章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第八十五条 第八十五章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第八十六条 第八十六章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第八十七条 第八十七章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第八十八条 第八十八章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第八十九條 第八十九章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第九十条 第九十章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第九十一条 第九十一章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第九十二条 第九十二章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第九十三条 第九十三章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第九十四条 第九十四章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第九十五条 第九十五章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第九十六条 第九十六章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第九十七条 第九十七章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第九十八条 第九十八章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第九十九條 第九十九章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ
第一百条 第一百章	組合員ハ町川田火防組合規約ハ各組ハ於て各自ノ組合規約ハ

町川田火防組合規約(大正5年(1916))



夜警順路(S=1:10,000)

工 まとめ

真田十万石の松代城下町には、松代城跡や新御殿跡、武家屋敷地等に水路がめぐっており、^{せんすい}泉水(池)のある庭園をもつ歴史的建造物が残っている。各戸の泉水を結び、松代城の堀につながる江戸時代から続く水路は、地割や庭園の借景となる山並みと一体となって城下町の良好な歴史的環境を創出している。

また、真田家ゆかりの寺社、街道の繁栄をしのばせる商家など歴史的建造物が多く残る歴史的まちなみを舞台に行われる祇園祭は、江戸時代の絵巻物を髪髷させ、城下町の風情と活気を今に伝えている。

さらに、松代城下町と北国街道松代道で結ばれる若穂川田地域には、松代藩領川田宿が置かれ、宿場の地割りや秋葉社、本陣等の歴史的まちなみと火防信仰、祭礼とが一体となって生活に深く浸透した風致が見られる。

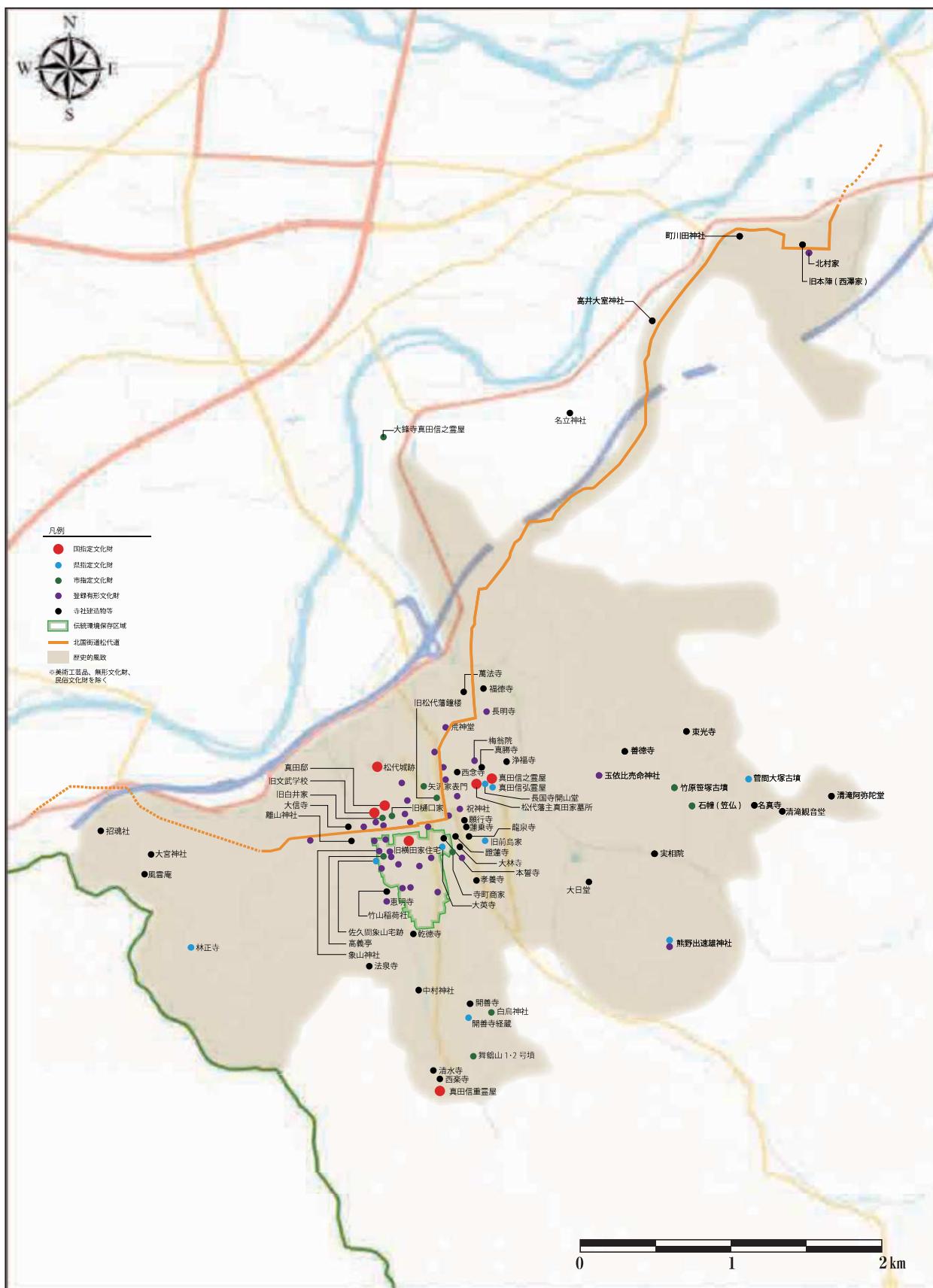
そのほか、松代は、その地形のため、たびたび水害に見舞われたことから、水害の防止を目的とした清掃や草刈りなど住民主体の河川愛護活動が長く行われている。

加えて、地域住民が主体となり、建造物や祭礼などの地域資源を活用してまち歩き観光の冊子やパンフレットの発行、ガイド活動、講座の開催など地域の歴史や文化を守り伝える取り組みが行われているほか、松代地区では毎年まつしろ景観賞を開催して歴史的なまちなみと調和する建造物を顕彰している。

このように、城下町松代を中心として、松代とともに発展した街道の宿場にも、長きにわたり受け継がれてきた良好な歴史的風致を見ることができる。



川田宿ガイドの会の活動の様子



松代城下町と松代道による歴史的風致範囲図(S=1/40,000)

COLUMN

【松代の伝説】

数々の神秘に包まれた皆神山

神々の宿る靈山として、また山岳信仰(修驗道)の靈場としても信仰されてきた皆神山には、たくさんの不思議な話が伝えられています。

例えば、田丸の殿様の鷹狩りに大天狗が現れて、「皆神山で殺生は許さないぞ！」と叱られた話(慶長期)、真田の殿様が家来に命じ、山頂寺院に祀られていた侍従坊木像の着物を無理やり借用したこと、その祟りとして城下に大火を引き起こしてしまった話(寛文期)、修行僧たちの野荒しをキツネの仕業にして、キツネの詫証文をこしらえた話などが伝えられています。

さらに大正期に入ると、天照大神御陵説が刊行され、そこから天の岩戸伝説が派生し、昭和末期にはピラミッド説まで唱えられるなど、特徴的な山容を備える皆神山は、幾多の伝承や諸説に彩られた地として、知られています。

